

救急受診における『時間外選定療養費』のご負担について

当院は、緊急性の高い重症患者さんの治療を中心とする2次救急医療機関として、24時間体制で救急患者さんの受入れをしております。

昨今、救急外来で緊急性の低い軽症患者さんが増加し、重症患者さんへの対応に支障をきたしています。

つきましては、救急受診される場合には原則として、通常の診療費に加えて「時間外選定療養費」**5,400円(税込)**のご負担をいただくこととなりました。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

開始時期 令和元年9月1日（日）0時以降受診分から

対象日時 平日の時間外（17時00分～翌朝8時30分）
土曜日・日曜日・祝日
年末年始（12月29日～12月31日、1月1日～1月3日）

※ただし、次の方は対象外となります。

- ①救急外来を受診するため紹介状（診療情報提供書含む）を持参された方、または紹介医から連絡のあった場合
- ②労働災害等で治療・処置等が必要になった場合
- ③救急受診後に入院治療が必要となった場合
- ④当院の医師から救急外来受診の指示があった場合（予約含む）
- ⑤手術や重度の処置を実施した場合

病院長